概要版

善通寺市
第2次男女共同参画プラン
2021～2027

善通寺市男女共同参画推進キャラクター
チューリくん・リップちゃん

男女共同参画社会ってなんでしょう

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

一人一人の豊かな人生を実現します。

職場で

- 女性の政策･方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭で

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域で

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

善通寺市の男女共同参画の状況は･･･

計画の策定に当たり、市民や市内企業などへのアンケートを実施しました。結果からみると、女性の半数以上が「男性が優遇された社会」だと感じています。

これらの調査などを踏まえて、市が取り組むべき課題を以下の通り整理しています。

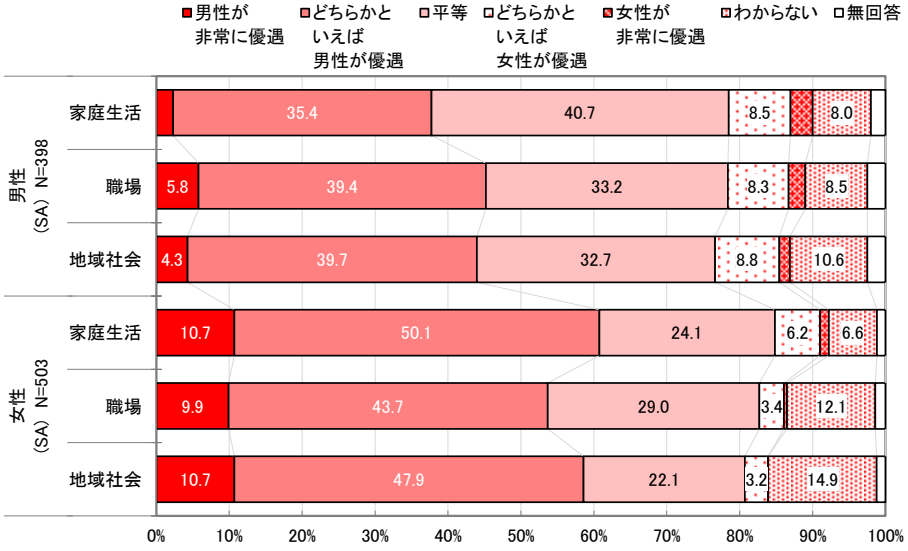

■ 主な課題の整理

- 男女共同参画に対する意識を高めるための広報、PR
- 子育て支援や高齢者介護などの社会保障の適正な運営
- 男女の役割分担等を決める、具体的な手法、ツールの提案･提供
- 「身近な相談相手」に正しい情報を伝えておくための仕組
- 男女共同参画に関するあたらしい社会通念の“実行”
- 職域における少子化･家族介護対策への積極的な協力体制
- 雇用環境における男女共同参画の制度運用の徹底
- 10～20年後の地域社会を生き抜く持続可能性を高める行動
- 男女が同様に自身の活躍の意欲を高められる社会体制
- 性別に関係なく、個々の意見や意欲を尊重する社会通念の醸成

計画の基本的な考え方

1　計画の目指す姿

男女共同参画社会を実現するため、第一に、男女の人権が尊重されていることを基礎として、個人の能力が発揮される社会を目指すこと、第二に、性別による役割分担意識に基づく制度、慣行を見直すこと、第三に、市政はもとより、企業、団体などの政策・方針決定の場において、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること、第四に、性別にかかわりなく互いを認め協力しながら、責任を分かち合い、家庭や職場をはじめとする社会における活動等を両立して行うことのできる環境を整えることを本プランの基本理念とします。

すべての人が認め合い、協力しながら、活躍できるまち　善通寺

2　計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、以下の基本目標を掲げます。

- 基本目標１　男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- 基本目標２　あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 基本目標３　男女がともに安心して暮らせる環境づくり

重点項目・重点施策

重点１　男女が自分のスタイルで働ける環境づくりの支援

家庭において家事・育児・介護等を性別にかかわりなく担っていくための支援を充実させることに加え、意思決定過程への参画支援を位置付け、男女がともに自分のスタイルで働き、希望を叶えられる環境づくりを推進します。

重点２　男女が尊重し合い、助け合う地域共生社会の実現

地域共生社会の理念の下、男女共同参画だけではなく、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者などの問題に総合的に対応する相談窓口を運営し、各種専門機関が連携して支援に取り組む重層的支援体制を構築します。

重点３　既存の慣習などにとらわれない、人権教育、啓発・広報

性別役割分担の是正をはじめとした男女共同参画の推進に向け、男女共同参画の人権教育、啓発活動の充実に加え、地域・事業所等のさまざまな場において男女問わず個性を発揮することができる環境づくりに取り組みます。

重点４　男女間を巡るさまざまな暴力や人権侵害の防止と対策

暴力の根絶に向けて、身体的暴力のほか、精神的暴力等あらゆる暴力を暴力と認識するための知識の普及に加え、被害を受けた方への支援体制を充実します。

計画の期間

計画の期間は、令和3(2021)年度から令和9(2027)年度までの7年間とします。

基本目標1
男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

施策１　男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

項目	施策
(1)広報･啓発活動の推進	・ 広報･啓発活動の推進
(2)男女共同参画に関する情報の収集･整備･提供	・ 調査研究の実施 ・ 統計情報などの充実 ・ 情報の提供 ・ 相談体制の充実
(3)多様なメディア等を通じた意識改革、理解の促進	・ 情報を主体的に読み解く力(メディア･リテラシー)の学習機会や、情報モラルの指導 ・ 市刊行物等作成時における適正な表現 ・ 多様なメディアとの連携

施策２　子どものころからの男女共同参画の理解の促進

項目	施策
(1)学校教育･保育における男女平等教育の充実	・ 学校教育の充実 ・ 保育所･幼稚園における教育の充実
(2)社会教育における男女共同参画学習の充実	・ 社会教育の充実
(3)教育･保育関係者の意識啓発	・ 教育･保育関係者の意識啓発
(4)文化･芸術･スポーツ分野における男女共同参画の推進	・ 運動･スポーツ分野における男女共同参画の推進 ・ 障がい者のスポーツ･文化活動への参加促進 ・ 文化･芸術における男女共同参画の推進 ・ 男女共同参画を推進する研修会への参加促進

施策３　ジェンダー平等の推進のための意識啓発

項目	施策
(1)LGBT(性的マイノリティ)への理解の促進	・ LGBT(性的マイノリティ)への支援
(2)多様な性のあり方に対する学習機会の提供	・ 性にとらわれない表現の促進 ・ 性や生命について理解する教育の推進 ・ 思春期についての保健指導･相談の実施
(3)パートナーシップ宣誓制度の推進	・ パートナーシップ宣誓制度の検討
(4)いわゆる無意識の思い込み(アンコンシャス･バイアス)への対応	・ アンコンシャス･バイアスに関する情報の収集と発信 ・ 性別役割分担を軽減するための周知･広報 ・ 学校教育全体を通じた指導の充実

基本目標2
あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策４　政策・方針決定の場への女性の参画の促進

項目	施策
(1)政策･方針決定過程への女性の参画の促進	・ 市の審議会等委員への女性の積極的登用 ・ 女性市職員･教職員の登用などの推進 ・ 政治分野における男女共同参画の推進 ・ 企業や各種団体への女性の参画への推進
(2)人材の養成と情報･資料の収集･整備･提供	・ 女性の人材に関する情報の収集･整備･提供

施策５　男女の仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

項目	施策
(1)仕事と生活の調和(ワーク･ライフ･バランス)の実現	・ 広報･啓発活動の推進 ・ 企業の取組の促進 ・ 市における取組の推進
(2)地域における子育てや介護支援の充実	・ 子育て支援のネットワークの充実 ・ 地域における子育て支援サービスの充実 ・ 放課後児童の健全育成の充実 ・ ひとり親家庭の自立支援 ・ 質の高い保健･医療サービスの提供 ・ 介護保険制度などのサービスの充実

施策６　雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

項目	施策
(1)雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	・ 男女雇用機会均等法等の履行確保
(2)働く男女の健康管理対策の推進	・ 働く男女の健康管理対策の推進
(3)多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備	・ 再就職に向けた支援

施策７　地域活動における男女共同参画の促進

項目	施策
(1)地域活動における男女共同参画の促進	・ 地域の課題解決のための男女共同参画の推進 ・ 地域社会への男女の共同参画の促進 ・ 地域における様々な活動への女性の参画促進

基本目標3
男女がともに安心して暮らせる環境づくり

施策８　男女共同参画を阻害する暴力等への取組

項目	施策
(1)女性への暴力を根絶するための基盤づくり	・ 社会的認識の徹底と暴力の発生を防ぐ環境づくり ・ 体制整備の推進
(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	・ 広報･啓発の推進 ・ 相談体制の充実 ・ 被害者の保護、自立支援体制の充実 ・ 被害者等の個人情報の保護
(3)子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進	・ 子どもに対する性暴力への厳正な対処 ・ 被害者への適切な対応 ・ 情報モラルの育成
(4)さまざまなハラスメントの防止対策の推進	・ さまざまなハラスメントの防止対策などの推進 ・ 事業所に対する啓発

施策９　生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

項目	施策
(1)生涯を通じた女性の健康支援	・ 生涯を通じた健康の管理･保持増進のための取組の充実
(2)妊娠や出産期における心身及び健康の保持増進のための支援	・ 妊娠･出産などに関する健康教育･相談支援等の充実
(3)健康をおびやかす問題への対策の推進	・ 健康をおびやかす問題への対策の推進

施策10　すべての人が安心して暮らせる条件の整備

項目	施策
(1)高齢者や障がい者が安心して暮らせる条件の整備	・ 高齢者の自立と社会参加の促進 ・ 障がい者の自立と社会参加の促進 ・ みんなにやさしい社会の形成 ・ 介護予防(健康長寿づくり)の推進 ・ 質の高い保健･医療サービスの提供 ・ 介護保険制度などのサービスの充実 ・ 高齢者などの在宅環境の整備 ・ 障がい者をみんなで支える社会の構築
(2)人権課題への配慮を必要とする女性への支援	・ 人権問題への対応
(3)日常生活に困難を抱える女性に対する支援の充実	・ 子ども･子育て支援サービスの充実 ・ ひとり親家庭への支援
(4)男女共同参画を阻害しない制度･慣行の推進	・ 社会保障制度の見直し

施策11　防災・復興における男女共同参画の視点の取組

項目	施策
(1)地域防災における女性の参画	・ 自主防災組織の育成強化
(2)災害復興支援への男女共同参画の視点の反映	・ 防災分野など地域における多様な分野への女性の参画拡大

達成指標

施策	項目	現状(R1)	目標(R9)	項目	現状(R1)	目標(R9)
1	人権啓発に関する広報	17回	維持・増加	かがわ男女共同参画推進員の参加延べ人数	8人	維持・増加
	人権講演会や研修会の開催回数	17回	維持・増加	人権擁護委員による人権相談回数	12回	12回
	人権啓発事業の実施回数	9回	維持・増加			
2	学校教育環境についての満足度	令和2年度実施	上昇	男女共同参画を推進する講演会への参加	4回	増加
	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	4,515人	増加	家庭教育支援事業	82人	増加
				保育士研修及び人権保育研修への参加	38回	維持・増加
3	家庭教育支援事業	82人	増加	少年育成センターにおける相談件数	新規	体制整備
4	審議会などにおける女性委員の比率	26.8%	40%	市広報への掲載による啓発	1回	維持・増加
	市職員の女性管理職の登用	25.0%	維持			
5	男女共同参画の意識の定着のための広報	8回	維持・増加	延長保育実施保育所数	6か所	維持・充実
	市広報への掲載による啓発	1回	維持・増加	休日保育実施保育所数	1か所	維持・充実
	保育所献立検討会・離乳食及び幼児食講習の開催	54回	維持・増加	病児・病後児保育実施施設数	2か所	維持・充実
	一時保育実施保育所数	4か所	維持・充実	地域子育て支援センター開設数	3か所	維持・充実
				つどいの広場開設数	2か所	維持・充実
				資格取得のための修業人数	9人	維持・充実
6	労働基準法、男女雇用機会均等法とその指針の周知のための広報・啓発	1回	維持・増加	市広報への掲載による啓発	1回	維持・増加
				パンフレット配布による啓発	1回	維持・増加
7	女性団体からの提案事業数	4件	維持・増加	コミュニティ活動(地域活動)・ボランティア活動への参加状況	33.8%	増加
8	広報による予防啓発	6回	維持・増加	DV等女性相談に係る子ども女性相談センター他、関係機関への情報提供数	1件	維持・増加
	DV、セクシュアル・ハラスメント、相談窓口の広報・啓発	5回	維持・増加			
	若年層を対象とした人権講演会の広報	3回	維持・増加	要保護児童対策地域連絡協議会の開催	44回	維持・増加
	夫からの暴力等による女性相談件数	6件	維持・増加			
9	保健事業への参加者数	23,140人	増加	乳がん・子宮頸がん検診受診率	14.9%	上昇
	胃がん・大腸がん・前立腺がん、肺がん検診受診率	18.8%	上昇	成人歯科健康診査実施数	230人	増加
				妊婦一般健康診査利用率	89.6%	100%
	食育推進事業への参加者	12,812人	増加	母乳育児の普及率	82.9%	100%
10	寿大学・婦人中央学級参加人数	寿大学:1,519人 婦人中央学級:982人	増加	就労移行支援利用件数	4人	増加
	老人クラブ会員数	2,793人	増加	地域活動やスポーツ・文化活動に参加している障がい者数	89人	増加
	福祉ボランティア登録者数	579人	増加	相談支援事業所(精神)の利用件数と実利用人数	794件 (55人)	増加
	社会福祉協議会会員世帯	8,444世帯	増加	高齢者支援体制の満足度	33.8%	上昇
	ボランティア登録団体数	37団体	増加	要介護認定率	16.4%	上昇
	シルバー人材センター会員数	1,069人	増加	見守り・声かけの訪問回数	18,733回	増加
	訓練等給付(就労支援など)の支給決定者数	68人	増加	相談支援事業所(身体・知的)の利用件数と実利用人数	10,125件 (226人)	増加
11	1年間に、防災・防災訓練等に参加したことがある人	32.2%	上昇	防災会議の女性委員の比率	8.0%	上昇

男女共同参画を進めるための支援・相談窓口

■善通寺市役所　人権課
電話：0877-63-6311　　月曜～金曜　9：00～16：00（年末年始・祝日を除く）

■かがわ男女共同参画相談プラザ
電話：087-832-3198

自分自身のこと、家庭、その他の人間関係の悩みなどについて相談に応じます。いずれの相談も無料です。

【一般相談】（来所相談・電話相談）
月曜～金曜　8:30～17:00
（年末年始・祝日を除く）

【弁護士による法律相談】（要予約）
毎月第1金曜日　13:30～16:30

【こころの相談】（要予約）
毎月第1火曜日・第3金曜日
13:30～16:30

■香川県子ども女性相談センター

子ども（児童相談所）と女性（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）に関する相談機関です。本人・家族・地域の方々など、どなたでも相談できます。
いずれの相談も無料です。

【来所相談】（要予約）
月曜～金曜　8:30～17:15（年末年始・祝日を除く）
電話：087-862-8861
女性のための法律相談もあります。

【電話相談】
月曜～土曜　9:00～21:00（年末年始・祝日を除く）
女性に関する相談　電話：087-835-3211
子育てに関する相談　電話：087-862-4152

【メール相談】
香川県子ども女性相談センター　検索
トップページ下段にあるメールフォームを使用してください。

■性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」
電話：＃8891（はやくワンストップ）（全国統一ダイヤル）
（一部のIP電話等からはつながらない場合があります）
電話：087-802-5566（つながらない場合はこちらへ）
平日9:00～20:00／土曜日9:00～16:00（年末年始・祝日を除く）

性暴力についての専門的な研修を受けた相談員による電話や面接相談、産婦人科等医療、法律相談や心理カウンセリングなどの支援を行います。
電話・面接相談は無料です。

■性犯罪被害専用相談電話（ハートフルライン）
香川県警察本部
電話：＃8103（ハートさん）（全国統一ダイヤル）
（一部のIP電話等からはつながらない場合があります）
電話：0120-694-110　（つながらない場合はこちらへ）
087-831-9110（FAX兼用）

県警察では、可能な限り要望にそった性別の職員が事情をお聞きするなど、話しやすい環境づくりや、被害者の方の精神的ショック、不安感などに配慮した対応を行っています。被害にあわれた方だけでなく、ご家族やご友人からの相談も受け付けています。
あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があります。

善通寺市第2次男女共同参画プラン（概要版）

制作：善通寺市　市民生活部　人権課
発行：令和3年3月

〒765-8503　香川県善通寺市文京町二丁目1番1号
電話：0877-63-6311（代表）　Fax：0877-63-6391
URL：https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/

善通寺市観光大使
『むぎゅ～ちゃん』